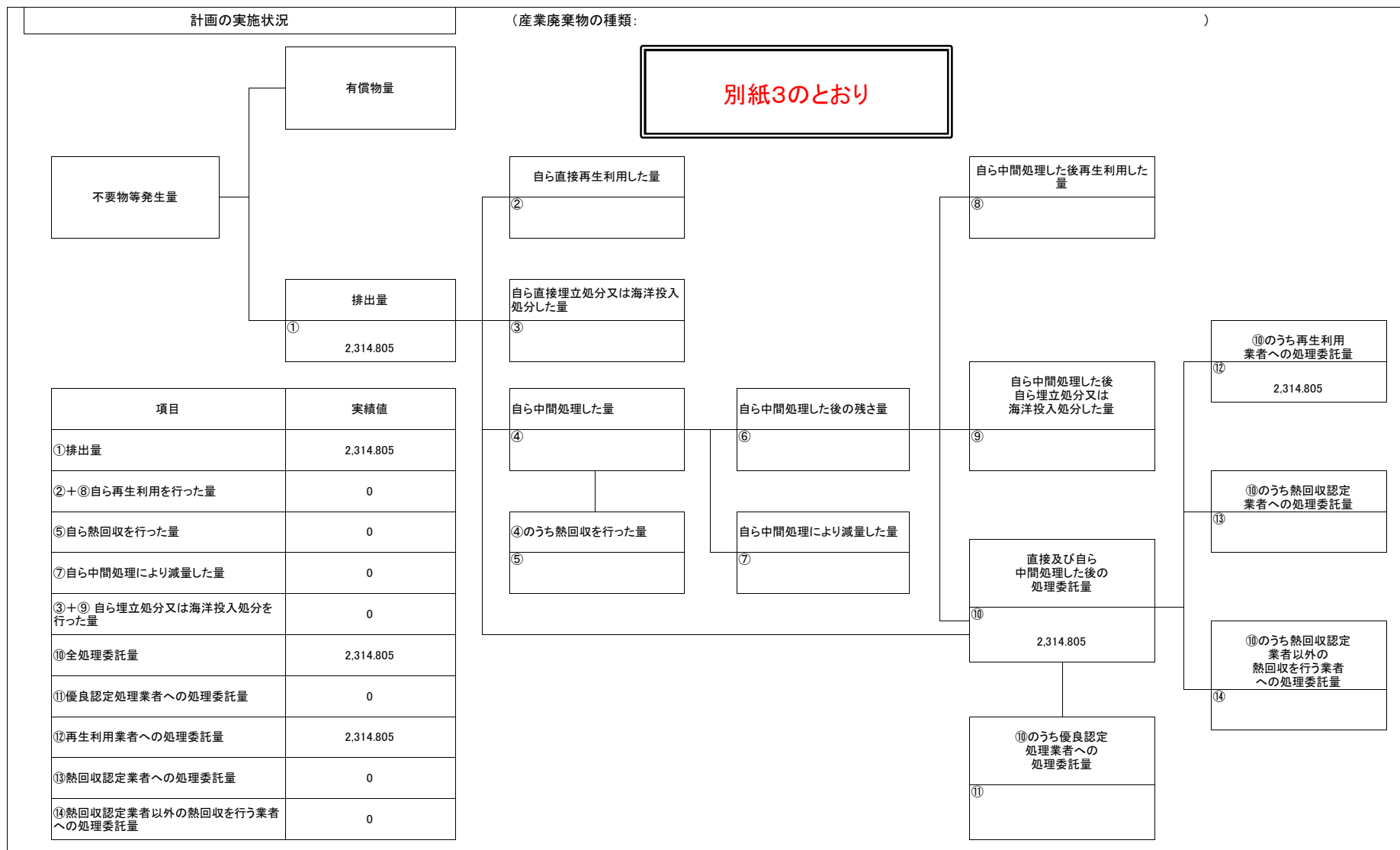


産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和6年 5月 18日			
広島県知事 様			
提出者			
住所 広島県福山市三吉町五丁目7番24号			
株式会社武田組			
氏名 代表取締役 武田直樹			
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号 084-932-3300			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称		株式会社 武田組	
事業場の所在地		広島県福山市三吉町五丁目7番24号	
事業の種類		総合建築業	
産業廃棄物処理計画における計画期間		令和5年4月1日～令和6年3月31日	
産業廃棄物処理計画における目標値			
別紙4のとおり			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙3-その1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(令和5年度実績)

単位:トン/年

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生 利用した量	自ら直接埋立 処分又は海洋 投入処分した 量	自ら中間処理 した量	④のうち熱回 収を行った量	自ら中間処理 した後の残さ 量	自ら中間処理 により減量し た量	自ら中間処理 した後、再生 利用した量	自ら中間処理 した後、自ら 埋立処分又は 海洋投入処分 した量	直接及び自ら 中間処理した 後の処理委託 量	⑩のうち優良 認定処理業者 への処理委託 量	⑩のうち再生 利用業者への 処理委託量	⑩のうち熱回 収認定業者へ の処理委託量	⑩のうち熱回 収認定業者以 外の熱回収を 行う業者への 処理委託量
産業廃棄物の種類														
燃え殻														
汚泥	0.140									0.140		0.140		
廃油														
廃酸														
廃アルカリ														
廃プラスチック類	37.520									37.520		37.520		
紙くず	7.930									7.930		7.930		
木くず	133.020									133.020		133.020		
繊維くず	5.800									5.800		5.800		
動植物性残さ														
動物系固形不要物														
ゴムくず														
金属くず	16.715									16.715		16.715		
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4.000									4.000		4.000		
鉱さい														
がれき類	2,098.530									2,098.530		2,098.530		
動物のふん尿														
動物の死体														
ばいじん														
廃石膏ボード	5.980									5.980		5.980		
石綿含有廃棄物	2.560									2.560		2.560		
建設混合廃棄物	2.610									2.610		2.610		
合計	2,314.805	0	0	0	0	0	0	0	0	2,314.805	0	2,314.805	0	0

別紙3ーその2

単位:トン/年

実 績 値									
① 排出量	②+⑧ 自ら再生利 用を行った量	⑤ 自ら熱回収を 行った量	⑦ 自ら中間処 理により減量 した量	③+⑨ 自ら埋立処 分又は海洋 投入処分を 行った量	⑩ 全処理委託 量	⑪ 優良認定処 理業者への 処理委託量	⑫ 再生利用業 者への処理 委託量	⑬ 熱回収認定 業者への処 理委託量	⑭ 熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う 業者への処 理委託量
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.140	0	0	0	0	0.140	0	0.140	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37.520	0	0	0	0	37.520	0	37.520	0	0
7.930	0	0	0	0	7.930	0	7.930	0	0
133.020	0	0	0	0	133.020	0	133.020	0	0
5.800	0	0	0	0	5.800	0	5.800	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16.715	0	0	0	0	16.715	0	16.715	0	0
4.000	0	0	0	0	4.000	0	4.000	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,098.530	0	0	0	0	2,098.530	0	2,098.530	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5.980	0	0	0	0	5.980	0	5.980	0	0
2.560	0	0	0	0	2.560	0	2.560	0	0
2.610	0	0	0	0	2.610	0	2.610	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,314.805	0	0	0	0	2,314.805	0	2,314.805	0	0

別紙 4 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和5年度実績)

単位:トン/年

	目標値		実績値
排出量	2,127.000	①排出量	2,314.805
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		②自ら直接再生利用した量	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		⑤自ら熱回収を行った量	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		⑦自ら中間処理により減量した量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		③自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	
全処理委託量	2,127.000	⑩全処理委託量	2,314.805
優良認定処理業者への処理委託量		⑪優良認定処理業者への処理委託量	
再生利用業者への処理委託量	2,127.000	⑫再生利用業者への処理委託量	2,314.805
熱回収認定業者への処理委託量		⑬熱回収認定業者への処理委託量	
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月18日	
広島県知事様	
提出者	
住所	広島県福山市三吉町五丁目7番24号
	株式会社武田組
氏名	代表取締役 武田直樹
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	084-932-3300
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 武田組
事業場の所在地	広島県福山市三吉町五丁目7番24号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1、2のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 1、2 のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1、2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1、2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙 1、2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙 1、2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙 1、2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙 1、2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙 1、2 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

現状：前年度（令和5年度）実績量

計画：今年度（令和6年度）計画量

単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	0.14	0.10									0.14	0.10			0.14	0.10				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	37.52	30.00									37.520	30.00			37.52	30.00				
紙くず	7.93	5.00									7.930	5.00			7.93	5.00				
木くず	133.02	80.00									133.02	80.00			133.02	80.00				
繊維くず	5.80	2.90									5.800	2.90			5.80	2.90				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	16.72	10.00									16.72	10.00			16.72	10.00				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4.00	2.00									4.00	2.00			4.00	2.00				
鉱さい																				
がれき類	2098.53	1200.00									2,098.53	1200.00			2098.53	1200.00				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃石膏ボード	5.98	3.00									5.98	3.00			5.98	3.00				
石綿含有廃棄物	2.56	0.00									2.56	0.00			2.56	0.00				
建設混合廃棄物	2.61	2.00									2.61	2.00			2.61	2.00				
合計	2,314.81	1,335.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,314.81	1,335.00	0.00	0.00	2,314.81	1,335.00	0.00	0.00	0.00	0.00

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

別紙2

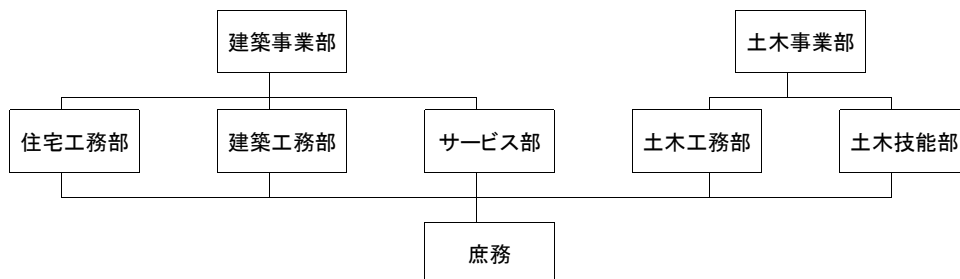
1 当該事業場において現に行っている事業の概要

- ①事業の種類 総合工事業 一般土木建築工事業
- ②事業の規模 元請完成工事高 21億円
- ③従業員数 70人
- ④産業廃棄物の一連の処理の工程
 - 廃棄物処理に関する検討
廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。

部長 担当技術者 (現場代理人)	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ○ 廃棄物処理計画の作成……………建設副産物情報交換システム、再生資源利用促進計画書 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 処理業者、委託業者の調査、設定及び管理 ○ 建設廃棄物処理委託契約書の締結 ○ マニフェストの発行 ○ 監督官庁への各種報告………法第12条、13条に基づく書面
庶務	○ 廃棄物に関する書類作成 ○ 廃棄物に関する書類整理・集計・保管・報告………マニフェスト整理・保管、監督官庁への書類、他

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 廃棄物管理組織図



(2) 管理体制の強化

①管理体制（組織）

会社内の各部署(工事)と協力し、廃棄物処理に対応するための横断的な組織を編成する。

②管理方法

廃棄物管理について実施に対するプロセスの検証、OJT、を行う。

(3) 教育・研修

- すべての従業員及び関係業者を対象に、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底する。
- 発生する廃棄物の種類、発生状況、分別方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修を行う。

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(具体的な取り組み)

廃棄物の種類	具 体 的 な 取 組 み
廃プラスチック類	・材料の計画的購入を行い、残材を出さない。 ・加工を計画的に行い、残材を整理してリスト化して再利用を推進する。
木くず	・材料の計画的購入を行い、残材を出さない。 ・加工を計画的に行い、残材を整理してリスト化して再利用を推進する。
汚泥	・発生汚泥を提案により、現場での改良材に加工して利用、廃棄物を減少させる。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

(具体的な取り組み)

- ・機材センターに廃棄BOXを設置し、廃プラ・ペットボトル・鉄・ステン・缶・ガラス・ビン・木材・段ボールを分別保管する。
- ・各現場において廃棄BOXを設置し、工程ごと毎日、分別し委託業者により処分をおこなう。

5 産業廃棄物の再生利用に関する事項

(具体的な取り組み)

- ・行政との連帯、業界のネットワークを活用し(再生資源化施設)再生処理ルートの確保をする。

6 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ①産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を厳守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ②発生した産業廃棄物は、処理業者に委託するが収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③最終処分量の削減、再生利用の拡大等に努める。
- ④廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また協力会社にも必要な指導を行う。
 - 発生抑制
 - ・工程内リサイクルを推進する。
 - ・発生抑制を考慮した材料、資材の包容材を最小限にするよう関係業者に周知する。
 - 再生利用
 - ・再生利用ルートを確保する。
 - その他
 - ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。